

長浜市告示第252号

長浜市重度障害老人等福祉助成費助成要綱（平成18年長浜市告示第90号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月6日

長浜市長 浅見 宣義

第6条に次のただし書を加える。

ただし、助成対象者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いることによって、保険医療機関等が助成対象者の資格情報を取得及び閲覧できる場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、令和8年4月6日から施行する。